

飛鳥川河川敷地の不法占用に係る住民監査請求の結果について

1 請求事案の概要

(1) 請求書の提出日 令和8年3月5日

(2) 請求の趣旨

飛鳥川河川敷地の国有地が株式会社丸義により不法に占用されているため、次のとおり必要な措置を請求する。

当該占有が解除されるまでの期間、河川占用料相当額を徴収するべきである。支払いに応じなければ、不当利得返還請求権（民法703条、704条）や損害賠償請求権（民法709条）の訴えを起こすべきである。

2 監査の結果

(1) 監査結果の通知日 令和8年4月27日

(2) 監査結果

本件住民監査請求に係る措置要求は、理由のないものとして棄却する。

(3) 理由等

株式会社丸義が飛鳥川河川敷地を不法に占有しているとは言えず、知事は株式会社丸義に対し、不当利得または不法行為による占用料相当額の請求権を取得することはなく、本件請求は認められない。